

SAA 日本システム監査人協会報

第10回研究会開催さる

去る5月18日(金)、東京・渋谷の東邦生命ビル23階の日本ユニシス(株)教育センターにおいて、第10回会員研究会が開催された。

今回は、当協会の理事でもある日本ユニシス(株)システム監査部荒川幸式氏を講師にお迎えして、「コンピュータ犯罪防止法—改正刑法—について」というテーマでお話をいただいた。

<講演内容>

法律の基本的な考え方として、あらかじめ決めておかないと罰せられないという罪刑法定主義が有り、「けしからん!」(けしからん罪)では罪することはできない。

この“けしからん罪”がコンピュータの周辺に増えてきたことが背景となって刑法の改正(昭和62年6月22日施行)に結びついている。

具体的には、従来からあった犯罪類系に近い

- (1) 文書偽造罪
- (2) 業務妨害罪
- (3) 財産不法利得罪

が、改正の対象となったが、コンピュータ情報の不正入手・漏示やコンピュータの無権限使用等については、「知る権利」との関係整理が必要なこともあり、今回の改正対象からは外れた。

その為、ハッカーについては、ファイルを破壊するのではなくデータを見るだけであれば、情報の不正入手、コンピュータの無権限使用にひっかかるだけなので現在、罪にならない。

1. 文書偽造罪

そもそも「文書」の要件は、可視性(目に見



える)と作成名義人が認識可能(誰が作ったかわかる)である。

しかしこれは、紙ベースの考えであるため、公文書、私文書、公正証書原本について、電磁的な記録も保護しようというのが改正の主旨である。

また、「電磁的記録」の定義の中で、「電子計算機に依る情報処理の用に供せらる…」とあるが、この「電子計算機」自体の定義も明確でなく、社会的通念により決めようとしているので、今後多くの判例を重ねていく事が必要である。

2. 業務妨害罪

電子計算機もしくは電磁的記録(ファイル)の損壊や計算機への虚偽の情報もしくは不正の指令を与えて、人の業務を妨害した者が対象となる。

ただプログラムを改ざんしただけでは問題無く、動作して結果が不正であったり、異常終了した時に犯罪となる結果犯である。

また妨害から守る対象が「人」というよりも「社会的な公益」という事であり、罪が重い。

3. 財産不法利得罪

事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正の指令を与えて財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作ったり、人の事務処理の用に供して財産上不法の利益を得た場合に罰られるというものである。

したがって財産権の得喪、変更に係るものが対象である為、元帳ファイルは対象となるが、売掛金リスト、ブラック・リスト、登記簿等は、対象外となる。

例えば、顧客データを無断でコピーしても、データは元のままでありMT自体は自分の物である為、刑法上は罪にならない。

不正入手の企業秘密に対する利用差止め権の法制化についても、まだ成立しておらず、企業自身がガードするしかないが現状である。

一般に刑法を改正するというような場合、大騒ぎするのが普通だが、電子計算機の定義についてすら社会的通念が形成されておらず、あまり法律的に固まっていない面もある。

したがって判例を重ねて、これから肉付けしていく必要がある。

4. 所感

固い話になりがちな内容を、判例等を用いて非常にわかりやすく説明していただいた。

コンピュータの周辺については、従来の考え方では規定するのが困難な新しい対象、ケースが、急激に増えてきているので追いつかないのが現状ではないかと感じた。したがって現実解としては、多くの判例を積み重ねて体系付けていくしかないが、法的に整備されるまではかなりの時間を要すると思う。

(No197 魚谷悦己)

分科会活動報告

1. セキュリティ監査分科会

【第7回】平成2年2月26日(月)

18:00~20:30

テーマ:安全対策事業所認定制度について

会場: 虎の門琴平会館

監査法人トーマツ会議室

情報処理サービス業界に対し制定された安全対策認定制度(名称:情報処理サービス業電子計算機システム安全対策実施事業所認定制度:昭和57年7月制定)について、その解説書(黄本:平成元年12月発行)をテキストにして全員で学習を行った。主な内容は次のとおりである。

<設備編>

1. 電子計算機の機能

① 障害時の代替機能については ・電子計算機の二重化 ・他の電子計算機システムによる代替 ・周辺装置の二重化 などの対応方法があり、いずれかの措置をとることが必要。

② 資格確認、アクセス制御の機能

設備基準として要求されており、運用に当っては運用手順書の作成とその実施が求められている。

2. 電子計算機及び周辺・端末装置

① 地震による転倒及び移動の防止措置

② 保守点検のための空間確保

③ 交流透過電流

④ 接地(アース)の条件

⑤ 設備不平衡率

⑥ 無人運転時の自動制御装置及び遠隔監視装置の設備など

これらについて実施例を交えながら学習した。

【第8回】平成2年4月3日(火)

18:30~21:00

テーマ:(1) 西ドイツハッカーのスパイ事件について

(2) 安全対策事業所認定制度について(つづき)

会場: 虎の門琴平会館

監査法人トーマツ会議室

<西ドイツハッカーのスパイ事件>

89.3月の西独ハッカーグループによるスパイ事件について、FBIに捜査協力した天文学者クリフォード・ストール氏の米国議会公聴会証言の資料を入手した。ライオン(株)の梅津氏に翻訳と解説をして載せ、その内容について意見交換を行った。

<安全対策事業所認定制度>

前回に引き続き安全対策事業所認定制度解説書(黄本)の学習をした。その主な内容は次のとおりである。

1. データ等保管設備

- ① 地震による転倒及び移動の防止措置
- ② 記録媒体、ドキュメント等の落下防止措置
- ③ データ等保管設備の施設 など

2. 電源設備

- ① 電源設備の固定
- ② 分電盤の設置条件
- ③ 電力供給条件
- ④ 電圧計、電流計の設置と常時監視 など

【第9回】平成2年4月23日(火)

18:30~20:30

テーマ:安全対策事業所認定制度について
(つづき)

会場: 虎の門琴平会館

監査法人トーマツ会議室

三回目の安全対策事業所認定制度解説書(黄本)の学習会をした。その内容は次のとおりである。

1. 電源設備

- ① 瞬断、停電に対する処置
 - ② 避雷措置
 - ③ 漏電対策(漏電遮断機と警報機)
 - ④ 空気調和設備の要領、設置条件 など
- 安全対策設備に接したことの無い委員もおり、

実施例はかなり具体的な内容があり非常に勉強になった。

現在の会員数は9名です。次回(5/29)はコンピュータウイルス対策基準に関し意見交換をおこないます。

(財) 公営事業電子計算センター
企画調整室 金子 長男

2. 監査の技法・手法に関する分科会

毎月1回例会を開催しシステム監査基準を作成すること、および関連する技法・手法の検討利用方法の研究を継続している。(会報11号紹介記事参照)

現在システム監査の対象分野を14に分け、会員が抽出したチェックポイントをベースに監査基準のあり方や利用方法について議論を進めている途中である。最近3カ月の会合では開発テスト、教育分野を取り上げた。

議論の対象は広範囲にわたるが、現在はあまり絞り込まずに討議を行っており、例えばシステム監査と会計監査、またシステム監査と検査の違い等の各人の経験を踏まえた討議を行っている。

また関連テーマの勉強会も行っており、4月には木村陽一氏による「CASEの現状」についての説明をきいた。

尚、会合後のひととき、希望者が杯を傾けることもあり、楽しい雰囲気ですすめている。

会員は11名ですが皆様の参加をお待ち致しております。

連絡先

株式会社CSK XPT事業部

木村陽一

〒170 東京都豊島区東池袋3-22-17

CSKコンピュータビル4F

TEL 03-986-9711 FAX 03-986-9710

ご連絡は出来るだけ、FAXまたは郵便でお願いします。

関西支部活動報告

部長 森末 清成氏

■ 1月19日（金） 18：30～20：30

「チェーンストアにおける顧客管理システムの事例研究」

(株)平和堂 情報管理部長
磯貝 明氏

(発表の要旨)

新顧客管理システム
新システム導入の背景
新旧システム比較
ポイントの記録
システム上の課題

等について発表されました。

特にシステム上の課題について、システム導入に至るまでの失敗談や苦勞話などをオープンに話していただき、我々会員としては、たいへん勉強になりました。

■ 3月24日（土） 15：00～17：30

「地方公共団体における情報システムの現状と課題 —— データ保護とシステム監査」

教賀市役所 企画部電算課
川端 純一氏

(発表の要旨)

地方自治体における情報システムの現状
地方自治体におけるデータ保護の現状
地方自治体における監査
地方自治体におけるシステム監査

等について発表されました。

システム監査を実施している地方自治体は全国で2市しかなく導入に向けての問題点の多さに驚きました。ふだんあまりなじみのない地方自治体の現状と監査環境を勉強することができ、有意義な研究会でした。

■ 5月24日（木） 18：30～20：30

「システム開発の局面監査のあり方」

日本インフォメーションエンジニアリング(株)

(講演内容の要約)

設計局面での監査を実施し成果をあげているので、その内容・手法の概要を紹介し、実施中に感じたことを述べ参考に供したい。

システム開発は、ハードウェアの性能向上にくらべて生産性の向上が少なく、その有効化・効率化が課題となっている。また、開発要員の質・量の両面での慢性的不足はシステム開発のリスクを一層拡大しており、対策が必要となっている。システムインテグレーションのような開発形態やソフトウェア工学的ツール・手法の利用は、それに対する有効な対策のひとつであろう。

しかし、これらに加えて、開発の有効化・効率化のためにシステム開発局面監査が重要であると考えられる。それは、この活動がシステムの利用者・開発依頼者の立場を支援する活動であるからである。今後のシステム開発においては、ビジネスモデルや経営戦略が関係することが多くなり、開発依頼者がイニシアチブを保持してゆくことが一層重要になる傾向にある。ところが、コンピュータ利用技術の進歩が早いについてゆけず、開発の主導権が受託者に奪われる傾向になっている。システム開発局面監査は、この開発依頼者の弱い部分を補強し、リーダーシップを保持するために役立つものである。

またこの方法は、多方面での技術的経験を取り入れやすいなど、監査を依頼する側、実施する側の双方にとってメリットの大きい方式である。さらに、責任を徹底的には追求しない日本人の国民性を反映してルーズになりがちな、プロジェクト運営を引きしめる効果もあり、我々の開発環境にうまくあったものであると考えている。

この監査にあたっては、①書かれた成果物

をベースに、②監査のポイントをしぼり、③指摘だけでなく解決策まで、提案するという方針に基づいて実施し成果をあげてきている。今後、手順などの整備をすすめ、一層能率的に実施できる体制を確立して行くつもりである。

豊富な経験を持った外部者によるシステム開発局面監査は、我々の開発環境に適合し有効に機能することが確認できたので、もっと広い範囲でこのような監査を利用して成果をあげるよう推奨提案する。

会員の声

<パソコン通信を始めませんか>

私は最近パソコン通信NIFTY-Serveに入りました。入ると同時にパソコン通信の魅力にとりつかれてしまいました。岩手県の企業のシステム部門の管理職の方から、さっそくメッセージが入り、田舎にいと情報が疎くなるので、情報交換をしたいという申込でした。パソコン通信は、時間と空間を気にせずに情報交換やオシャベリができるのです。私は掲示板を使って、システム監査技術者にシステム監査人協会に入るよう呼びかけのメッセージを書き込みました。

50人ぐらいの人がそのメッセージを読んだようです。そのうちの一人が参加したいと応じて来ました。1年前ごろ、協会報で天城さんが、パソコン通信での情報交換を呼びかけているのを思い出しました。1年遅れではありますが、この提案に賛成します。協会の活動はどうしても、東京と大阪を中心に行われています。パソコン通信による情報交換は、地域格差をなくしてくれます。電話代はアクセスポイントまでの費用なのであまり大きな差はありません。と言っても、使用分だけはかかりますが。パソコン通信NIFTY-Serveに入っている方は連絡して下さい。情報交換・交流をしましょう。(私のID-NO MHE02226)

(蓮見 節夫)

総会・記念セミナー VTR送付

5月初旬に往復はがきにて連絡した総会・記念セミナーVTRの申込みは5月18日現在で50通でした。なお関西支部、中部支部、九州支部、福井支部(準)、静岡支部(準)の各支部にもVTRを送付いたしました。

広告出稿のお願い

- | | | |
|----------------|----------|------------------|
| 1. 当協会の趣旨に従うもの | 3. 掲載ページ | 中面(記事ページ) |
| 2. 広告料金 | 4. 版サイズ | |
| モノクロ 1 ページ | 1 ページ | 237mm×162mm |
| " 1/2ページ | 1/2ページ | 237mm×162mm |
| " 1/4ページ | 1/4ページ | 237mm×162mm |
| 会 員 | 5. 発行部数 | 1,000部(平成2年2月現在) |
| 非会員 | | |
| 8万円 | | |
| 10万円 | | |
| 4万円 | | |
| 5万円 | | |
| 3万円 | | |
| 4万円 | | |

第11回研究会のご案内

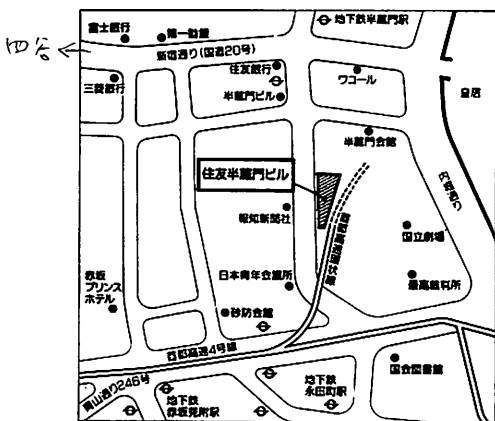
- 1.日 時 7月13日(金)
18:45~20:45
- 2.場 所 東京・半蔵門 住友半蔵門ビル7階
アーサーアンダーセン アンド カンパニー
半蔵門トレーニングセンター
- 3.テーマ 「株式公開と情報システム
(システム監査人の役割)」
- 4.講 師 英和監査法人 代表社員
公認会計士 梅田 常和(当協会会員)
- 5.参加費 会 員 1,000円 森原 信也
非会員 2,000円

6.参加申込先

(郵便またはFAXにて7月6日までに)

〒108 港区芝浦4-13-23 MSビル
監査法人トーマツ システム監査部
川野 佳範
FAX(03)457-1695
TEL(03)457-7321

〒102 東京都千代田区築町3-16 住友半蔵門ビル7F
TEL.(03)403-4211



地下鉄 半蔵門駅 徒歩 2分
地下鉄 水田町駅 徒歩 6分

発行所 日本システム監査人協会
発行人 川野 佳範
事務局
〒157 東京都世田谷区砧1-10-11
NHK放送研修センター内 鈴木 信夫
TEL.03(415)7111(内631) FAX.03(415)1388
※ご連絡はなるべく郵便または、FAXで
お願いします。

事務局からのお知らせ

<会費振込みのお願い>

本年度(平成2年1月1日~平成2年12月31日)の会費(正会員10,000円 準会員8,000円)を未納の方は、下記宛にお振込みください。

郵便振替口座	東京 1-352357
加入者名	日本システム監査人協会事務局
銀行振込口座	第一勧業銀行 北沢支店
	普通 1053488
口座人名	日本システム監査人協会 事務局 鈴木信夫

- ① 振込手数料は各自ご負担願います。
- ② 会費振込に際しては、必ず会員番号をご記入願います。
- ③ 請求書は発行しないことを原則としておりますが特に必要な方はお申し出下さい。

<住所変更について>

住所変更、所属変更等がございましたら、事務局へ書面でお知らせください。

<会員の声 募集について>

会員相互のコミュニケーションを図るため、『会員の声』を募集します。また、会報についてのご意見、ご要望もお寄せください。

この件については、会報担当宛に郵便、またはFAXでお送り下さい。

<合格者の連絡先調査のお願い>

1月末日に昨年10月に実施された第4回システム監査技術者試験の合格者が発表になりました。ついで、会員の周辺で、合格者を発見(?)した時は、事務局まで至急FAX(03-415-1388)でご連絡ください。事務局より折り返し、入会申込書を送付いたします。

会報担当(ご投稿、ご意見、ご要望は下記まで)
長野 正己 東京海上火災保険㈱財務企画部
TEL.03(212)6211 FAX.03(211)2430
小松原 拓 富士通㈱ 教育部
TEL.03(735)1111 FAX.03(730)1389
今井 純子 公認会計士今井純子事務所
TEL.03(992)9381 FAX.03(992)2450